

防衛

Bouei Hokkaido
Extra Edition 2017
Hokkaido
Defense Bureau
Ministry of Defense

北海道

10周年 特別編集号



防衛省北海道防衛局は、今年、 設立10周年を迎えます。

北海道防衛局は、平成19年9月1日に前身の札幌防衛施設局から、その業務を継承しつつ、地元自治体等との緊密な連携関係をより重視し、防衛行政全般について担う北海道の拠点として設立されました。

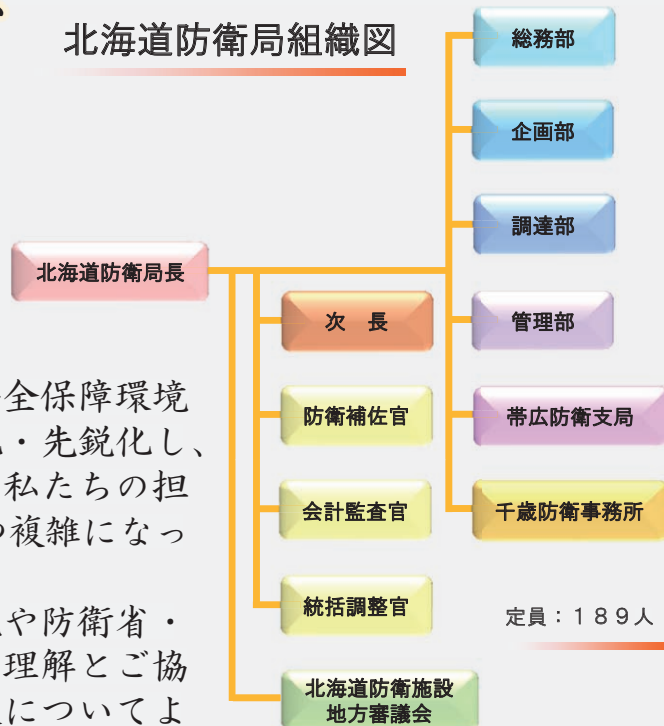
この10年の間に、わが国を取り巻く安全保障環境は、様々な課題や不安定要因がより顕在化・先鋭化し、一層厳しさを増してきています。そして、私たちの担う防衛行政は、ますます重要性を増し、かつ複雑になってきています。

このような中、わが国の防衛政策の実現や防衛省・自衛隊の円滑な活動には、道民の皆様のご理解とご協力が不可欠との考えから、皆様に防衛行政についてより深くご理解いただけるよう、その一助として、これまでに52回に亘り当局の業務内容や活動についてご紹介する広報誌を発行するなどしてまいりました。

本特別編集号は、**北海道防衛局設立10周年**を記念し、これまでに当局が行ってきた業務を振り返るとともに当局の業務をご紹介しますものです。

私たちは、次の10年に向けて、今後とも、国民の安心と安全を守る防衛省・自衛隊の役割を果たすため、道民の皆様により近い場所に立って考え、説明し、声を聞き、その声を伝える**北海道防衛局**であり続けてまいります。

北海道防衛局組織図



道民の皆様と共に、次の10年へ

防衛行政について地域との連携

1 道民の皆様は、広く防衛政策についてご理解いただくための施策を行っています

防衛問題セミナーの開催



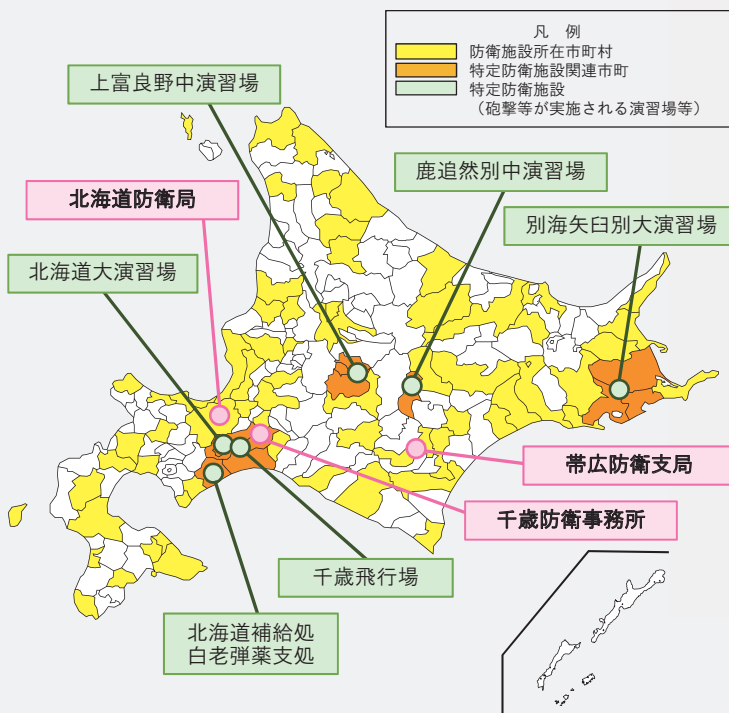
平成22年9月 旭川市



平成28年6月 登別市

皆様から防衛省・自衛隊の活動等に対するご理解が得られるよう、北海道の地域特性等を踏まえ、防衛省・自衛隊の活動、安全保障環境や自衛隊による災害派遣活動等に関する各種講演等を開催しています。

【平成19年9月から平成29年7月までに36回開催しました】



北海道防衛局の管轄区域内には防衛施設所在市町村が76、そのうち特定防衛施設関連は12の市町に所在しています。

防衛白書の説明・配布



平成28年9月 千歳市

防衛政策、防衛行政についてのご理解を深めていただくために、毎年、防衛白書の刊行後速やかに、道内の自治体等に対して、わが国の防衛の基本事項や1年間の防衛省・自衛隊の活動についてご説明しています。

防衛施設周辺地域との調和

2 防衛施設等を円滑に運用するため地元自治体等との調整を行っています

北海道には良好な訓練環境を持ち、多種多様な訓練を行うことが可能な演習場が多数所在しており、また、北海道の防空の要となる千歳飛行場も所在しています。これらの防衛施設では、年間を通じて自衛隊による警戒・監視等の活動や、自衛隊等による訓練等が実施されています。このような重要な防衛施設を円滑に運用するためには、地域住民の皆様のご理解とご協力が不可欠です。北海道防衛局では、地域住民の皆様のご理解とご協力を得るために地元自治体等と調整を行っています。

沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施（別海矢臼別大演習場）
【平成9年9月から平成29年7月までに15回実施しました】

在日米軍再編に係る訓練移転（千歳飛行場）
【平成20年2月から平成29年7月までに8回実施しました】



米軍との調整会議



射撃訓練見学会の実施



米軍との共同訓練



米軍指揮官へのインタビュー

地元調整の
実施



千歳市スポーツセンター（千歳市）



農作物集出荷施設（富良野市）



南長沼甲線水路（長沼町）



上西春別中学校（別海町）

補助事業等
の実施

民生安定に寄与する施設の整備

用水対策

学校等の防音工事

北海道に所在する防衛施設において、航空機の騒音や戦車の走行等により、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす場合があります。そして、防衛施設の機能を十分に発揮させるためには、防衛施設と周辺地域の調和を図り地域住民の皆様のご理解とご協力を得て、常に安定的に使用できる状態を維持することが必要です。北海道防衛局では、「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」等に基づき、防衛施設と周辺地域との調和を図るため補助事業等を行っています。

3 防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策を行っています

防衛施設の取得・管理等

4 自衛隊等が使用する土地や建物等の取得や管理を行っています

北海道防衛局では、自衛隊等が使用する土地や建物等を安定的に使用できる状態に維持するために、取得や管理を行うとともに周辺地域との調和に努めています。

防衛施設として使用する土地や建物等の国有財産を管理するとともに、地元自治体等への使用許可等を行い、地域の有効活用に寄与しています。



自衛隊等が演習場、飛行場、駐屯地等として使用するため、土地や建物等の取得や賃貸借契約による借上げを実施しています。

自衛隊等が訓練を行うため必要となる区域（制限水域）について、使用した期間に漁業経営上被った損失を補償しています。

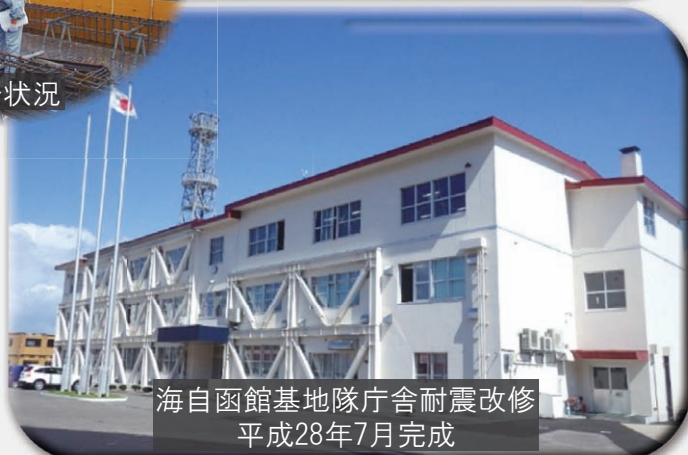


外部有識者で構成される北海道防衛施設地方審議会を毎年開催し、防衛施設の取得、管理、補償等、安定的使用のための施策について審議いただいています。

防衛施設の建設等

5 自衛隊等が使用する建物、飛行場等の施設の整備を行っています

北海道防衛局では、自衛隊等が使用する施設の各種建設工事や装備品等の調達において、防衛施設特有の機能、品質を確保するため、設計、積算、契約、監督及び検査等の業務を行っています。





ロゴマークは、北海道防衛局が自治体や道民の皆様と共に連携して、北海道における防衛行政を担うことを表現しています。

編集・発行 防衛省北海道防衛局 広報誌等編集委員会
札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎
TEL:011-272-7579
<http://www.mod.go.jp/rdb/hokkaido/>

